

受付印

平成 年 月 日

法 人 番 号

申 告 年 月 日

股

所在地 <small>(本拠地又は本店の所在地を記載)</small>	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな)	(電話)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
法人名		前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額	
(ふりがな)	経理責任者 氏 名		

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又はの連結事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事 業 税				道 府 県 民 税			
前事業年度の事業税額 (①)の金額	⑱	兆 十億 百万 千 円	0.0	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑬)の金額	①	兆 十億 百万 千 円	0.0
所得割額 (⑫× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑲		0.0	予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	②		0.0
付加価値割額 (⑬× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑳		0.0	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		0.0
資本割額 (⑭× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	㉑		0.0	この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④		0.0
収入割額 (⑮× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	㉒		0.0	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤		月
前事業年度の地方法人特別税額 (⑯)	㉓		0.0	円× $\frac{⑥}{12}$	⑥		0.0
地方法人特別税額 (⑰× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	㉔		0.0	この申告により納付すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦		0.0
予定申告税額 (⑲+⑳+㉑+㉒+㉔)	㉕		0.0	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細 (特別控除戻取戻税額等又は個別帰属特別控除戻取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑧	兆 十億 百万 千 円	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	㉖		0.0	法人税割額	⑨		
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 ㉕-㉖	㉗		0.0	道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩		
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			
摘 要		課 税 標 準	税率 (100)	税 額			
所得割	所得金額総額 ㉘	兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定寄附金税額控除額		⑪	
所得割	所得金額 ㉙	兆 十億 百万 千 円		外国の法人税等の額の控除額		⑫	
付加価値割	付加価値額総額 ㉚	兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額		⑬	
付加価値割	付加価値額 ㉛	兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑭	
資本割	資本金等の額総額 ㉜	兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額 ⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭		⑮	
資本割	資本金等の額 ㉝	兆 十億 百万 千 円		⑮のうち特別控除戻取戻税額等又は個別帰属特別控除戻取戻税額等に係る法人税割額		⑯	
収入割	収入金額総額 ㉞	兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 ⑮-⑯		⑰	
収入割	収入金額 ㉟	兆 十億 百万 千 円		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		⑱	
合計事業税額 ㉕+㉖+㉗+㉘	㉟			この申告の期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額	㊱			前事業年度又は前連結事業年度の期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
事業税の特定寄附金税額控除額	㊲			備 考			
仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊳						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊴						
納付すべき事業税額 ㉟-㊱-㊲-㊳-㊴	㊵						
⑭の内訳	所得割 ㊶	兆 十億 百万 千 円					
	資本割 ㊷	兆 十億 百万 千 円					
	収入割 ㊸	兆 十億 百万 千 円					
摘 要		課 税 標 準	税率 (100)	税 額			
所得割に係る	地方法人特別税額 ㊹	兆 十億 百万 千 円	0.0	関与税理士 署名押印		(電話)	
収入割に係る	地方法人特別税額 ㊺	兆 十億 百万 千 円	0.0				
合計地方法人特別税額 (㊹+㊺)		㊻					
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額		㊼					
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額		㊽					
納付すべき地方法人特別税額 ㊻-㊼-㊽		㊾					